

# 会社は知っていた

## 400号ネコの実験結果

# 廃液の危険性も進言

## 細川元病院院長が証言



細川博士

水俣病患者訴訟派がチッソ会社を相手取って起こした損害賠償請求訴訟を審理している熊本地裁の斎藤次郎裁判長は、四日午前十時二十分から東京、豊島区のカン研付産院で入院中の元チッソ水俣工場付産院院長細川博士との臨床尋問を行なった。同尋問は斎藤裁判長をはじめ原告(患者)側、被告側(チッソ)双方の弁護人ら六人が立ち会って行なわれた。細川博士は、原告側弁護人の質問に対し「三十四年工場廃液を使った実験で発病した『四〇〇号』ネコの実験結果は会社側に報告した。これより先三十二年ごろから工場廃液に疑いを持ち、会社に注意したが会社はそのまま廃液を流していた」と新事実を織り込み、はっきり証言した。

この「細川証言」で原告側弁護団は「今後裁判で会社側の過失責任を立証する資料は十分整った。」

三十四年の見舞い金契約も、工場廃液が原因であることがわかっていて結ばれていたわけで、契約は

無効である」との見解を明らかにしており、同証言による会社側の過失責任の有無をめぐり今後原告、被告双方で激しく論争されるものと予想される。

原告側弁護団によると、細川氏は次のように証言した。

### 過失より故意が明確化

#### 原告側弁護団の見解

水俣病訴訟原告側弁護団は臨床尋問終了後の記者会見で、次のような見解を明らかにした。

「四〇〇号」実験の証言によっても、会社側の責任は過失というよりも故意とすることがはっきりした。また細川氏が工場廃液に疑いをいだいたのは三十二年だから、三十四年以前にも過失責任があったわけだ。三十四年の見舞い金契約は、このように工場廃液が原因

「一、水俣病発生がピークだった三十二年に、熊本大学が『水俣病の原因は重金属による疑いが濃い』と中間報告を行なった。そのため三十四年水俣工場の廃液を使った一連のネコ実験で、いわゆる『四〇〇号』ネコが十月七日に水俣病と診断された。これは細川氏が水俣工場の廃液に疑いを持ち、会社に注意したが会社はそのまま廃液を流していた」と新事実を織り込み、はっきり証言した。

「三十四年の見舞い金契約も、工場廃液が原因であることがわかっていて結ばれていたわけで、契約は無効である」との見解を明らかにしており、同証言による会社側の過失責任の有無をめぐり今後原告、被告双方で激しく論争されるものと予想される。

またこの尋問で会社側が三十四年十一月、水俣市など関係機関に提出した反論書で「四〇〇号」ネコの実験結果を知りながらいっさい触れていないことが明らかにされた。これは細川氏が水俣工場の廃液に疑いを持ち、会社に注意したが会社はそのまま廃液を流していた」と新事実を織り込み、はっきり証言した。



記者会見する原告側弁護団 (左から千場、青木、馬奈木の各弁護士)

訴訟 水俣病 原告側の証言

ネコのあと、三十五年八月から三十六年二月までの間に、工場側の立ち会いで、ネコ八匹に工場側から提出された廢液をのませて実験をした結果、いずれも水俣病の症状を現わした。これに先立って三十二年に水俣灣の工場排水口付近で黒貝、カタクナイワシを採取、これをネコに食べさせたところ、

排水口に近いところの貝、魚を食べたネコに症状の発生率が高く、発病の日も早かったと述べた。

さらに三十二年ごろから工場廢水に疑いを持ち始め、会社側は三十三年に、それまで工場廢液を流していた排水口を水俣川河口に切り替えたが、自分が注意したにもかかわらず、会社側は危険と知り

ながら、そのまま廢液を流していた、と新しい事実を明らかにした。

一方、被告側弁護団は、この尋問が証拠保全という特殊な手続きをとっているため、具体的な質問内容は明らかにしなかったが、記者会見で「細川氏の証言内容には『四〇〇号』ネコについても若干

の食い違いが出ており、会社側の過失責任はだんだん薄れていくという確信を得た」と語った。

次回口頭弁論は十日、熊本地裁で予定されており、同地裁では、この日までに細川氏の証言内容をまとめることにしている。